

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

企画書面及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

(旅行業法第12条の5による契約書面)

I 受注型企画旅行契約

この旅行は 東京トラベル(東京リムジン株式会社旅行事業部 以下「当社」という)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、実施する旅行です。

この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。

II 楽しい旅行のお申込みについて

① 旅行契約について

- 1 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申込みとするお客様は、所定の申込書に所定の事項に記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- 2 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 3 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 4 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 5 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 6 a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 7 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 8 当社は、契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- 9 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- 10 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- 11 当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
 - ① お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし又は旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - ② 当社の業務上の都合があるとき。

② 契約書面・確定書面(最終行程表)について

- 1 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行行程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 2 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。
- 3 契約書面において、確定された旅行行程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合)にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面(最終行程表)を交付します。
- 4 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面(最終行程表)の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 5 確定書面(最終行程表)を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面(最終行程表)に記載するところに特定されます。

③ 契約内容・旅行代金の変更

- 1 お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 2 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
- 3 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行行程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

- 4 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。
当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始目前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

④ 旅行契約の解除

お客様は、いつでも契約を解除することができます。

-1 お客様から取消料をいただく場合

- ① お客様は、企画書面記載の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- ② 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も企画書面に掲げた取消料を申し受けます。
- ③ 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社はお客様が契約を解除したとみなし当該期日の翌日において取消料と同額の違約金を申し受けます。

-2 お客様から取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ① 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ② 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- ③ 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更がの後述(IV-③-1)の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- ④ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面・確定書面(最終行程表)に記載した旅行行程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑤ お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、本項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

Ⅲ 楽しい旅行のためにお客様へのお願い

① 安全かつ円滑な旅行の実施

- 1 お客様は、旅行中団体で行動するときは旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- 2 お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- 3 本項(2)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行行程が当初の旅行行程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- 4 添乗員の同行の有無は、企画書面等に明示いたします。
- 5 添乗員が同行する旅行にあっては添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及び当社が必要と認める旅行の全部または一部を行います。
- 6 添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。
- 7 添乗員が同行しない旅行にあっては、お客様が旅行サービスを受けるためにクーポン類をお渡しますので、ご旅行の手続きはお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によって旅行サービス内容の変更の必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- 8 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を明示いたします。
- 9 運送サービス機関の選定には十分な配慮を行っておりますが、運送の安全確保と車内秩序維持のために走行中のシートベルトの着用等、運転手等の指示に従ってください。
- 10 土曜日・日曜日・祝日やゴールデンウィーク・夏休み期間等においては、交通集中や事故等による当初の運行計画によらない遅延が発生することがあります。
- 11 当社は、旅行中のお客様が疾病・傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とします。
- 12 お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換返品等のお手伝いはいたしかねます。

- 13 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに契約書面確定書面(最終日程表)でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- 14 お客様の都合により途中で離団される場合は、お客様の権利放棄とみなして払戻し等をいたしません。

② お客様の責任

- 1 お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- 2 お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 3 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

IV もしもの時の対応について

① 当社の責任

- 1 当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったに限りです。
- 2 お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

② 特別補償

当社は、お客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)別紙特別補償規程により、

死亡補償金として	1,500万円、	
入院見舞金として入院日数により	2万円～20万円、	
通院見舞金として通院日数により	1万円～5万円、	
携行品に係る損害補償金として	15万円を限度	支払います。

(ただし、1個又は1対についての補償限度は、10万円です。)

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けけない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行中」とはいたしません。

③ 旅程保証

- 1 旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件当たりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名所の変更	1.0	2.0
7	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、旅行開始当日以降に通知した場合をいいます。

- 注2 確定書面(最終行程表)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面(最終行程表)」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面(最終行程表)の記載内容との間又は確定書面(最終日程表)の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

-2 当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- | | | | |
|--|------|------|----------|
| 1 天災地変 | 2 戦乱 | 3 暴動 | 4 官公署の命令 |
| 5 欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止 | | | |
| 6 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 | | | |
| 7 お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置 | | | |
- ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したところによる変更の場合は変更補償金を支払います。

V 個人情報の取り扱い

当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様氏名、生年月日、連絡先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

VI 約款準拠

本旅行取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。